

第2章 策定の背景

1 I C Tを取り巻く状況

(1) インターネット、スマートフォン、ソーシャルメディア⁹サービス

総務省「平成30年通信利用動向調査」によると、平成30年（2018年）のインターネットの利用率は、全国で79.8%、岩手県では69.4%と、ここ数年は横ばいとなっていますが、長期的には上昇傾向にあります。スマートフォンの世帯保有率は、全国で79.2%、岩手県では80.8%と急速に普及が進んでいます。

また、ソーシャルメディアサービスが若い世代を中心に浸透しており、インターネットを通じたコミュニケーションが多様化し、新たなつながりが広がっています。

(2) データ活用社会

インターネットなどの情報通信基盤の高度化やスマートフォン、I o T¹⁰の普及などに伴い、インターネット上のデータ流通量が飛躍的に増加しており、官民データ活用推進基本法の施行など、オープンデータ¹¹やビッグデータ¹²などのデータの流通・活用の促進に向けた環境づくりが進められています。

(3) 第4次産業革命

あらゆるモノをインターネットにつなげるI o Tや、A I¹³、R P A¹⁴、ビッグデータの活用など、第4次産業革命と呼ばれる技術革新が急速に進展しています。

また、国が目指す「Society5.0¹⁵」で実現する社会では、これらの技術により、少子・高齢化、地方の過疎化などの克服が期待されています。

⁹ **ソーシャルメディア**：ブログ、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、動画共有サイトなど、利用者が情報を発信し、形成していくメディアのこと。

¹⁰ **I o T（アイオーティ）**：モノのインターネット（Internet of Things）のこと。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値が生み出されることが期待されている。

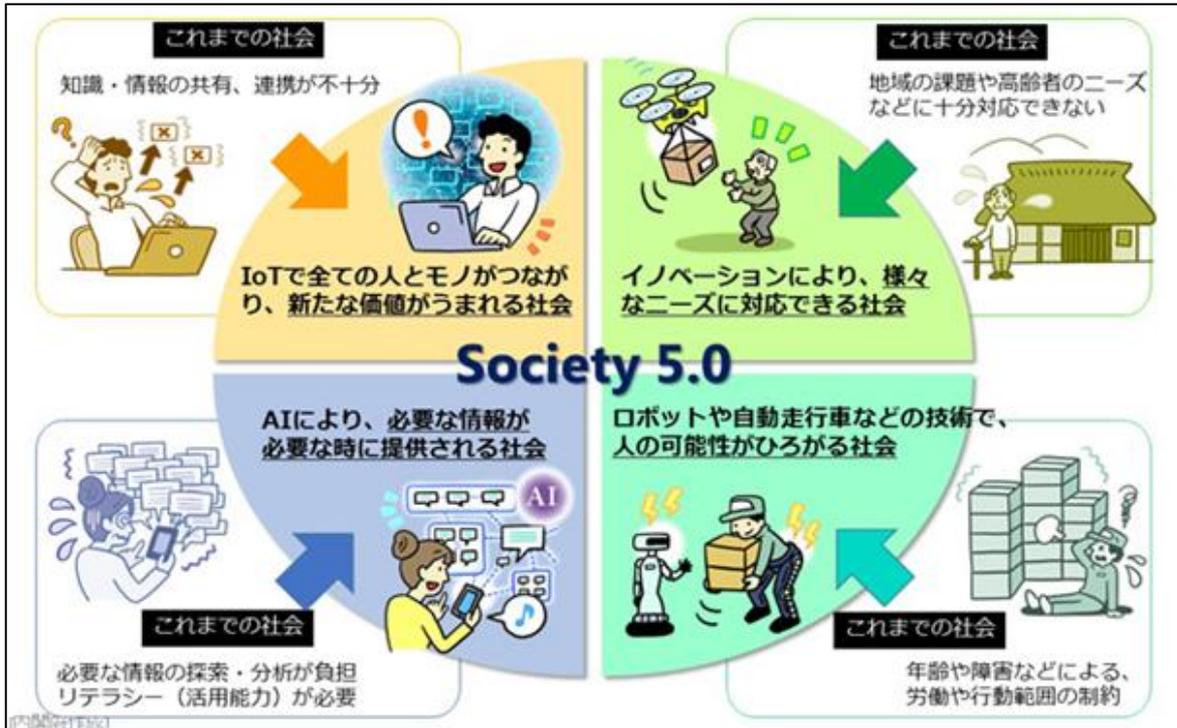
¹¹ **オープンデータ**：国や地方公共団体、企業などが保有するデータを、営利目的も含めた二次利用可能なルールの下、機械判読に適した形式で公開する取組のこと。

¹² **ビッグデータ**：インターネットやI o Tの普及など、I C Tの進展に伴って、生成・収集・蓄積等が可能・容易になる多種多量のデータのこと。

¹³ **A I（エーアイ）**：人工知能（Artificial Intelligence）のこと。人間の脳で行っている学習、推測、分析、判断などの知的な作業をコンピュータ上で実現しようとする技術のこと。

¹⁴ **R P A（アールピーエー）**：ロボットによる業務の自動化（Robotic Process Automation）のこと。これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化することなどをいう。

¹⁵ **Society5.0（ソサエティ5.0）**：国が実現を目指す、「I o T、ロボット、A I、ビッグデータ等の新たな技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れてイノベーションを創出し、一人一人のニーズに合わせる形で社会的課題を解決する新たな社会」のこと。



資料：内閣府ウェブサイト https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/index.html

(4) 5 G¹⁶ (第5世代移動通信システム)

次世代通信ネットワークとして注目されている「5 G」は、超高速な通信速度、基地局1台への多数同時接続、通信のタイムラグが極めて小さい(超低遅延)といった特長があり、2019年のサービス提供開始を目指した取組が進められています。

2 国の I C T関連施策

平成13年(2001年)の「IT戦略本部」設置以降の国のICT政策の動向は、次表のとおりです。

「世界最先端デジタル国家創造宣言」(平成30年(2018年)6月)においては、国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる社会を実現するための「世界最先端デジタル国家」の創造に向け、ITを活用した社会システムの抜本改革を掲げ、「デジタル技術を徹底的に活用した行政サービス改革の断行」として「行政サービスの100%デジタル化」、「行政保有データの100%オープン化」、「デジタル改革の基盤整備」が、「地方のデジタル改革」では「IT戦略の成果の地方展開」等が明記されました。

自治体におけるデジタル化のためのシステム構築は、各自治体で個別に行うのではなく、国全体として標準化・共通化したものをトップダウンで浸透させていく計画(内閣官房情報通信技術総合戦略室長代理(副政府CIO)向井治紀氏)としています。

¹⁶ 5 G (第5世代移動通信システム)：3 G (スリージー)、4 G (フォージー)に続く第5世代移動通信システムのこと。「超高速」だけでなく「多数接続」や「超低遅延」といった新たな特徴を持つ次世代の移動通信システム。

盛岡市 I C T利活用推進指針

平成 13 (2001) 年	1 月	「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」施行 「IT 戦略本部」(高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部) 設置 e-Japan 戦略 (2001. 01) の策定, e-Japan 戦略Ⅱ (2003. 07)
平成 25 (2013) 年	1 月	「世界最先端 I T 国家創造宣言」閣議決定
平成 26 (2014) 年	3 月	「電子自治体の取組を加速するための 10 の指針」策定 (自治体クラウド ¹⁷ , 住民利便性向上 (オープンデータ他), 体制整備)
平成 27 (2015) 年	10 月	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」施行 【マイナンバー制度導入】
平成 28 (2016) 年	12 月	「官民データ活用推進基本法」施行 (官民のデータ利活用のための環境を総合的効果的に整備) (国・都道府県の推進基本計画の策定を義務付け, 市町村は努力義務)
平成 29 (2017) 年	5 月	「世界最先端 I T 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」閣議決定
平成 29 (2017) 年	5 月	「デジタル・ガバメント ¹⁸ 推進方針」策定
平成 30 (2018) 年	1 月	「デジタル・ガバメント実行計画」策定 (行政サービスの 100%デジタル化 (デジタルファースト, ワンスオンリー, コネクテッド・ワンストップ), 行政保有データの 100%オープン化等)
平成 30 (2018) 年	6 月	「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」閣議決定 【施策集】※下線の施策は市町村に特に関連する事項 1 <u>行政手続き等のオンライン化原則</u> 2 <u>オープンデータの促進</u> 3 データ利活用のルール整備 4 <u>マイナンバーカード¹⁹の普及・活用</u> 5 <u>利用の機会等の格差の是正 (デジタルデバイド²⁰対策)</u> 6 <u>情報システム改革・業務の見直し</u> 他
平成 31 (2019) 年	5 月	「未来投資戦略 2018」閣議決定 (「Society5.0」(超スマート社会) の実現に向けた取組推進) デジタルファースト法案が成立

¹⁷ **自治体クラウド**: 住民記録, 税務, 福祉, セキュリティ対策などの情報システムについて, 自庁舎内で管理・運用することに代えて, 複数の自治体間で外部のデータセンターなどに統合して共同利用するシステム利用形態のこと。

¹⁸ **デジタル・ガバメント**: 国民・事業者の利便性向上に重点を置き, 行政の在り方そのものをデジタル前提で見直す国の取組のこと。

¹⁹ **マイナンバーカード**: 本人の申請により交付され, 個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な身分証明書として利用でき, また, 様々な行政サービスを受けることができるようになる I C カードのこと。

²⁰ **デジタルデバイド**: インターネットやパソコン等の I C T を利用できる人とできない人の間に生じる情報の受信や機会の格差のこと。

3 県の I C T関連施策

岩手県では、平成 10 年（1998 年）4 月、岩手の情報化を進める上での基本指針として、「イーハトーブ情報の森」構想」を策定するとともに、これに掲げる基本目標の達成に向け、「岩手県高度情報化アクションプラン 2010」等のアクションプランを策定し、情報通信基盤の整備や I C T利活用の促進などに取り組んできました。

平成 24 年（2012 年）6 月には、東日本大震災津波からの復旧・復興と I C T利活用による地域活性化を目指す「いわて I C T利活用推進プラン」を策定し、県政の幅広い分野において I C Tを利活用した具体的な取組を推進してきました。

平成 31（2019 年）年 3 月には、官民データ活用推進基本法において策定が義務付けられている都道府県官民データ活用推進計画に位置付ける計画として、「岩手県 I C T利活用推進計画」を策定しています。

計画名称	取組期間
“イーハトーブ情報の森”構想	平成 10 年度～22 年度
岩手県高度情報化戦略	平成 12 年度～15 年度
岩手県高度情報化アクションプラン	平成 16 年度～18 年度
岩手県高度情報化アクションプラン 2010	平成 19 年度～22 年度
いわて I C T利活用推進プラン	平成 24 年度～26 年度
岩手県 I C T利活用推進計画	2019 年度～2022 年度

岩手県 ICT利活用推進計画

■ 基本方針

本県の強みや本県が有する地域資源・特性を生かしながら、I C Tの積極的な利活用により、地域が抱える課題の解決と県民一人ひとりの暮らし、仕事、学びにおける利便性の向上を図ります。

■ 5つの取組方向

(1) 暮らし・安全 ～ I C Tによる安全で安心な暮らしの実現～

医療、介護、子育て、健康づくりなど県民の生活に身近な分野での利便性向上や、災害発生時の迅速な情報収集と的確な情報提供、持続的に活動できる地域コミュニティの形成など、I C Tによる安全で安心な暮らしの実現を目指します。

(2) 産業 ～ I C Tによる産業の振興～

農林水産業の現場や北上川流域のものづくり産業をはじめとした県内企業における生産性の向上など、I C Tによる産業の振興を図るとともに、県内外に向けた本県の優位性の強力な情報発信により人材の確保を目指します。

(3) 人づくり ～ I C Tを支える人づくり、I C Tによる人づくり～

最新の I C T技術を効果的に活用し、地域課題の解決や利便性の向上につなげることができる人材や I C T技術の普及を支援することができる人材の育成など、I C Tを支えるひとづくりを進めます。また、学校教育における I C Tを活用した新たな教育環境の整備や、I C Tを使いこなし、Society5.0を担う人材の育成など、I C Tによる人づくりを進めます。

(4) 情報発信 ～ I C Tによる効果的な情報の発信～

スマートフォンの普及やソーシャルメディアの浸透を背景に、一層身近になった I C Tを活用することにより、県民サービスの向上や人材の確保、交流人口の拡大に向けて、県内外への効果的な情報発信を行います。

(5) 環境整備 ～ I C Tの利活用を支える環境の整備～

県民の誰もが身近になったインターネットを十分に活用しながら新しい技術にも対応できるよう、リテラシーの向上や普及啓発を行うとともに、中山間地域などの条件不利地域における情報通信基盤の整備、積極的な I C T利活用による行政事務の効率化や住民サービスの向上などを進め、I C Tの利活用を支える環境の整備を促進します。